

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和3年1月12日(火) 午後1時30分～午後3時50分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：地下水行政を一元化することについて	
担当部課等	環境共生課、経営総務課
説 明 者	環境産業部長、環境共生課長、課長代理(秦野名水担当)、上下水道局長、経営総務課長、課長代理(総務担当)
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 引き続き上下水道局で実施する地下水注入事業について、財産自体を一般会計に移管し、環境共生課で実施する方法もあると思うが、継続する理由はなにか。 A. 水道事業は企業会計のため、注水ポンプ等の設備を移管した場合は水道事業会計に多額の除却損が発生することになるが、その額を一般会計で負担することや水道料金で賄うことは適切でないと判断し、引き続き上下水道局で実施するもの意見。上下水道局は、移管後も環境産業部を支援し、今後もよく連携してほしい。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題2：カルチャーパーク・おおね公園及び文化会館の指定管理者制度の導入について	
担当部課等	行政経営課、公園課、文化振興課
説 明 者	政策部長、行政経営課長、建設部長、公園課長、文化スポーツ部長、文化振興課文化会館担当課長
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

<p>会議経過 (説明・意見等)</p>	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 指定管理した際の、施設使用料や減免等については、どのような扱いとなるのか。 A. 事業者が条例に規定されている範囲のなかで決定していく。減免の適用についても、規則に従ったこれまでと同様の運用を想定している。 意見. 過去の総合体育館の指定管理の経過や、他市事例等を引き続き研究、検討し、質の高いサービスを提供するとともに、費用が持ち出しとにならないよう取り組んでほしい。</p>
<p>会議結果</p>	<p>原案了承</p>

<p>議題3：地域のまちづくり活動への支援について</p>	
<p>担当部課等</p>	<p>総合政策課、行政経営課、市民活動支援課</p>
<p>説明者</p>	<p>政策部長、総合政策課長、行政経営課長、くらし安心部長、市民活動支援課長</p>
<p>提案理由</p>	<p>付議事案書「目的・必要性」のとおり</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>付議事案書「決定等を要する事項」のとおり</p>
<p>会議経過 (説明・意見等)</p>	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 各地域まちづくり計画のリーディング事業と、新総合計画に位置付ける本市の事業とで内容が重複するものが出てくると思うが、どのように対応するのか。 A. 総合政策課や地域コーディネーターが地域及び担当課を交えて協議し、役割分担等を決定していく。 Q. 今後、各地区での推進体制立ち上げとあるが、地区で新たな組織を立ち上げるのか。 A. 昨年度に地域まちづくり計画を策定した際に、各地区の連合会を中心とした「地域まちづくり計画策定委員会」を地域が主体となって組織した。リーディング事業や主な取組みを進めるにあたり、同様の組織を地域が主体となって立ち上げる事を想定している。</p>
<p>会議結果</p>	<p>原案了承</p>

<p>議題4：自然災害に対する補助制度を新設することについて</p>	
<p>担当部課等</p>	<p>防災課</p>
<p>説明者</p>	<p>くらし安心部長、防災課長</p>

提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 補助対象に、「公衆用道路で交通に支障となる恐れのある立木」とあるが、赤道等、幅が狭い道路も対象となるのか。 A. 個別の事情に応じた判断となる。狭い道路でも、通行人や交通量があり、危険な状態であれば当然補助対象となる。 意見. 道路パトロール等と連携し、危険木の事前の情報収集や、自治会等を対象に広く制度の情報発信に努めてほしい。</p>
会議結果	原案了承

議題5：秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定することについて	
担当部課等	財政課、産業振興課
説明者	政策部長、財政課長、産業振興課長、課長代理（工業振興・労政担当）、産業振興課主事
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 国の通知で、臨時交付金を利子補給基金に積立てるにあたり、「令和2年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること」とあるが、これは市と各事業者とで個別に契約等をする必要があるということか。 A. 感染症に対応するための融資を受ける各事業者と銀行等の金融機関との契約を指す。 Q. 今回、新たな緊急事態宣言が発出され、さらなる各事業者への影響が見込まれる。補助率の引き上げ等、さらなる支援の必要性についてはどのようなか。 A. 前回の緊急事態宣言と比べて、国の支援が手厚くなる事も見込まれてはいるが、今後の動向を注視するとともに、商工会議所等とも連携しながら判断していく。</p>
会議結果	原案了承

—以上—